

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する  
個人情報保護のための支援措置の運用について

令和3年10月8日  
大通達甲（人少）第15号  
生活安全部長から各警察  
署長宛て

（概要）

この通達は、配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）、ストーカー行為等（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等をいう。）、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報を保護するための支援措置について、必要な事項を定めたものである。